

宮古島サステナブルツーリズムガイドライン案（2022/11/04時点版）に対するご意見と回答

注) 本資料において「美ら海」は「宮古島美ら海連絡協議会」を指します。

REV.1 2023/01/04 16:00現在

宮古島サステナブルツーリズム連絡会事務局

【凡例】 p. : ガイドライン案の掲載ページ

区分	番号	頁	大項目	小項目	ガイドライン案(11/04時点版)	ご意見	連絡会事務局回答(案)	ガイドライン修正案
市民	1番	p.1	0全体	0全体	---	ガイドライン策定後しばらくは「周知」と「遵守」の確認を行なってほしい。 また、市の条例の検討も必要と思われる。	ご意見の通り、連絡会としてもまずは周知に取り組みます。遵守状況の確認については持続的に実施できるよう、人手や費用を手当てなどの方法を引き続き検討していきます。 市条例化については、これらの活動実績を積み上げた上で、必要性を含め改めて検討していきます。	---
マリン事業者	2番	p.1	0全体	0全体	---	全体として「ガイドライン」の体をなしていない。 あちこちからの抜き書き切り貼り。ガイドラインならルールの一覧ではなく、具体的な行動を引き出すための内容とKPIを持っている必要があり、そのためには多くの関係者への十分なヒアリングと議論がなければならない。何か焦って物事を進めようとしているように見える。	説明会動画でもご説明したように、このガイドライン案は2021年4月に検討を開始し、マリン事業者の皆さまや関係官庁にもご意見をいただきながら策定を進めてきました。 年間100万人を超える観光客が来島する国内有数の観光地となった宮古島において、島全体をカバーする形のガイドラインの策定・周知は必要不可欠だと考えています。 ガイドラインは、自然や事業などの環境変化に応じて随時改定がなされるものですので、今後も関係する皆さまとの意見交換を継続していきます。	---
マリン事業者	3番	p.2	1市民	0市民のアクション	---	エコアイランド宮古島宣言の中途半端な抜き書きになっている。宣言をそのまま書いた方がいい。	市民のアクションは、市が長年に渡り取り組んでこられた成果である「エコアイランド宮古島宣言2.0」に集約されていると考え、「宣言2.0」の内容を記載しました。	---
マリン事業者	4番	p.3	2観光客	1.ノータッチサンゴマナー	●「ノータッチサンゴマナー※」を守りましょう。※豊かな生態系をうみだすサンゴ礁を未来に残すための取り組み。 ①サンゴの上、岩の上に立たない：水中の岩場にもサンゴの赤ちゃんが定着しています。②サンゴの上を歩かない。③けらない：気がつかないうちにフィンでサンゴをける、折るなどの被害が多数あります。浅いサンゴ礁域でのロングフィンの使用は避けましょう。④触れない：危険生物や、繊細な生物もいます。ウミガメを触る、追いかけることもやめましょう。⑤餌付け禁止：サンゴ、魚、カメなどの海の生物に餌付けをすると、生態系が崩れ、死んでしまうこともあります。⑥サンゴに優しい日焼け止めを使う：ラッシュガード、サングラス等で日焼け対策をしましょう。日焼け止めを使用する際は、サンゴや海の生態系に害のないものを使用しましょう。	ノータッチサンゴマナーを実践できている事業者はまだほとんどいない。事業者が実践できるような事業スタイルに変えていく必要がある。	ノータッチサンゴマナーは市が発行するエコパスポートなどでも周知が進められていますが、ノータッチサンゴマナーを島全体で実践していくために、このマナーの周知と合わせて、実践に当たっての課題の洗い出しなども検討します。	---

宮古島サステナブルツーリズムガイドライン案（2022/11/04時点版）に対するご意見と回答

注）本資料において「美ら海」は「宮古島美ら海連絡協議会」を指します。

REV.1 2023/01/04 16:00現在

宮古島サステナブルツーリズム連絡会事務局

【凡例】 p. : ガイドライン案の掲載ページ

区分	番号	頁	大項目	小項目	ガイドライン案(11/04時点版)	ご意見	連絡会事務局回答(案)	ガイドライン修正案
マリン事業者	5番	p.3	2観光客	1.ノータッチサンゴマナー	●「ノータッチサンゴマナー※」を守りましょう。※豊かな生態系をうみだすサンゴ礁を未来に残すための取り組み。 (略) ③けらない：気がつかないうちにフィンでサンゴをける、折るなどの被害が多数あります。浅いサンゴ礁域でのロングフィンの使用は避けましょう。 (略)	最近の八重干瀬ではビキニにロングフィンの観光客を連れてくるツアー業者が増えに増え、かなり問題視されています。 八重干瀬は浅瀬だけでなく、水深のある水底サンゴもあり、それをロングフィンで蹴って浮上していくパターンをよく見ます。なので、もっと強めの文章を希望します。	現ガイドラインの中では、「自然環境を守りましょう」の部分で「気がつかないうちにフィンでサンゴをける、折るなどの被害があること」を伝え、「海で安全に楽しみましょう」の部分で、「ロングフィンはトレーニングを受けるなど器材の使い方に慣れてから使用してください」と明記し、ロングフィンを使う方への注意喚起をしています。 ただ、ロングフィンを使用する人が増え、それによる被害が拡大しているという状況を踏まえ、今後、観光客にもっと伝わるような手段を、ガイドライン文案の修正も含め、検討していきます。	---
マリン事業者	6番	p.3	2観光客	1.ノータッチサンゴマナー	●「ノータッチサンゴマナー※」を守りましょう。※豊かな生態系をうみだすサンゴ礁を未来に残すための取り組み。 (略) ⑥サンゴに優しい日焼け止めを使う：ラッシュガード、サングラス等で日焼け対策をしましょう。日焼け止めを使用する際は、サンゴや海の生態系に害のないものを使用しましょう。	「素肌を出さないように」を強く出していただけると非常に助かります。	今後、ガイドライン文案の修正も含め、検討していきます。	---
マリン事業者	7番	p.3	2観光客	2.海で安全に楽しみましょう	---	観光客の水難事故をなくすためには、どうしたら良いかを考える活動に繋げる必要がある。	ご意見の通り、ガイドラインを策定して終わり、ではなく、ガイドラインの周知や関係団体、関係官庁と連携した活動を進めていきます。	---
マリン事業者	8番	p.4	3マリン事業者	0マリン全般	---	漁協との意見交換も組合長、理事だけでなく、組合員全体に説明し意見を聞く必要がある。	このガイドライン案は、市内3漁協の組合長にご説明し、ご要望があった組合については理事の皆さまへのご説明も行いました。組合員の皆さまへのご説明については、各漁協とご相談します。	---
マリン事業者(兼)漁業者	9番	p.4	3マリン事業者	0マリン全般	---	私は八重干瀬で伝統追い込み漁もやっている。八重干瀬は元々漁場。そこにたくさんマリン業者がたくさんいらっちゃって、最近は漁の邪魔をする方も多いので、ここは漁場ですよ、ということも一部入れてくれればありがたい。	美ら海において、漁協と話し合いの上でレジャーで使えるものとして承認を受けた潜水海域などについて、情報提供方法の検討を美ら海にお願いしました。	---
マリン事業者	10番	p.4	3マリン事業者	1.②お客様への案内	② このルールをお客様に案内すると同時に、プログラム中環境に関する内容をお客様に紹介する。	ガイドラインと言っておきながら、ここを含む何か所かに「ルール」という言葉が出てくるので統一が必要	このガイドラインを示す言葉として「ルール」を使っている箇所が複数ありましたので、「ガイドライン」に修正します。 なお、一般的なルールや地域のルールなど、このガイドライン以外を指す言葉として「ルール」を使っている箇所はそのまま残します。	p.4 マリン事業者向けガイドライン 1.②「このルールをお客様に…」→「このガイドラインをお客様に…」に修正 p.6 観光事業者向けガイドライン(ホテル/レンタカー/観光タクシー) 各項目②「観光客向けのルールをお客様に…」→「観光客向けのガイドラインをお客様に…」に修正

宮古島サステナブルツーリズムガイドライン案（2022/11/04時点版）に対するご意見と回答

注) 本資料において「美ら海」は「宮古島美ら海連絡協議会」を指します。

REV.1 2023/01/04 16:00現在

宮古島サステナブルツーリズム連絡会事務局

【凡例】 p. : ガイドライン案の掲載ページ

区分	番号	頁	大項目	項目	ガイドライン案(11/04時点版)	ご意見	連絡会事務局回答(案)	ガイドライン修正案
マリン事業者	11番	p.4	3マリン事業者	1.③採取・接触不可	③ プログラム中の動植物などの採取は禁止（採取の権利を所有している場合も含む。釣りのアクティビティは除く）。サンゴをはじめとする動植物への接触は限られたものとし、手に取って観察した場合は必ず元の場所に戻す。	「動植物への接触は限られたものとし、手に取って観察した場合は必ず元の場所に戻す」とあると、触っても良いと読めてしまう	ご連絡の通り、触ることを認めるようにも読めることから、後段を削除します。	③ プログラム中の動植物などの採取は禁止（採取の権利を所有している場合も含む。釣りのアクティビティは除く）。動植物への接触は限られたものとする。
マリン事業者	12番	p.4	3マリン事業者	1.⑤ノータッチサンゴマナー	⑤ 「ノータッチサンゴマナー」を普及させ、フィンによる砂の巻き上げ、サンゴへの接触、上に立つなどのお客様の行為に対して注意喚起を行うなど、必要に応じて環境に配慮した指示を行う。	ある場所では潮が引くとサンゴがたくさん水面に出ていて、その上にお客さんがカヤックで乗り上げるケースを良く見ます。ひどい場合はガイドがサンゴの上に乗って乗り上げたカヤックを押し出しているということもあります。ガイドラインに記載されているカヤックの協会加盟のショップの例ですが、お客さんのコントロールが出来ないガイドが多いためそのようなことになっています。一定レベル以上のカヤックの技術がないとサンゴを傷つけることとなりますので、きちんとした資格を持った人がガイドするようになっていただければと思います。	サンゴなどに影響を与えるガイドが減り、一定以上の技術があるガイドが増えるよう、ガイドラインの普及に努めていきます。 皆さまのご協力をお願いします。	---
マリン事業者	13番	p.4	3マリン事業者	1.⑤ノータッチサンゴマナー	⑤ 「ノータッチサンゴマナー」を普及させ、フィンによる砂の巻き上げ、サンゴへの接触、上に立つなどのお客様の行為に対して注意喚起を行うなど、必要に応じて環境に配慮した指示を行う。	ダイバーは難しい。特に1人のガイドが複数案内しているような場合は、どうしても何人かを待機させなければならず、そこで触れてしまうこともある。 ノータッチを実践するとお客様が増えるというような事例紹介をしていく必要もある	今後開設予定のサステナブルツーリズム連絡会Webページにて、関連情報をアップする体制を検討中です。 事例なども掲載できる時期が来ましたら、ぜひ良い事例のご紹介をお願いします。	---
漁業者	14番	p.4	3マリン事業者	1.⑨美ら海への加盟	⑨ ダイビング、船舶からスノーケリングを行う事業者は、宮古島美ら海連絡協議会（以後美ら海連絡協議会）に加盟し、「宮古地域における海面の調和的利用に関する協定」に基づいて事業を行う。船舶の係留は、原則美ら海協議会設置の水中ブイを使用し、無断でブイを設置したり美ら海協議会設置以外のブイを使用しない。アンカーを打つ場合は、サンゴ他水中環境に影響を与えない方法で行う。	美ら海非加盟でも美ら海設置の水中ブイを使えるようにも読めるので、美ら海加盟が前提であることが分かるようにしてほしい。	文言を一部修正させていただきます。	(20番に同じ)

宮古島サステナブルツーリズムガイドライン案（2022/11/04時点版）に対するご意見と回答

注) 本資料において「美ら海」は「宮古島美ら海連絡協議会」を指します。

REV.1 2023/01/04 16:00現在

宮古島サステナブルツーリズム連絡会事務局

【凡例】 p. : ガイドライン案の掲載ページ

区分	番号	頁	大項目	小項目	ガイドライン案(11/04時点版)	ご意見	連絡会事務局回答(案)	ガイドライン修正案
マリン事業者	15番	p.4	3マリン事業者	1.⑨美ら海への加盟	⑨ ダイビング、船舶からスノーケリングを行う事業者は、宮古島美ら海連絡協議会（以後美ら海連絡協議会）に加盟し、「宮古地域における海面の調和的利用に関する協定」に基づいて事業を行う。船舶の係留は、原則美ら海協議会設置の水中ブイを使用し、無断でブイを設置したり美ら海協議会設置以外のブイを使用しない。アンカーを打つ場合は、サンゴ他水中環境に影響を与えない方法で行う。	美ら海への加盟を必須とするのはどうか。説明会では、美ら海も門戸開放を考えているとの説明があったが、ダイビング以外の事業者について、美ら海協力金を含めどのような条件とするのかが見えないと何とも言えない。 私は島外でもマリン事業の経験があり、ガイドライン案より厳しい自主ルールで事業を運営している。美ら海に入るための「既存加盟事業者で3年研修」などのルールは現実的ではない。	ダイビング事業者の美ら海への加盟は、①漁業者や地域と積極的に話し合いを行い、②法人化しており、責任の所在が明確で運営の透明性が一定程度確保されている、地域のマリン事業者団体への加盟をお願いする趣旨で記載したものですので、ご理解ください。 美ら海では会員の門戸を広げる方向で検討されると伺っていますので、無理のない枠組みが作られるよう、連絡会としても美ら海の皆さまとご相談していきます。 なお、今後、同様な団体が出てきた場合にはガイドラインに反映予定ですが、その点が不明確でしたので追記・修正いたします。 また、「既存加盟事業者で3年研修」については、美ら海の5組合のいずれかに準会員として加盟し、3年間の活動実績によって正会員になれる制度もあるとのことですので、ご検討ください。 (補記) 当ガイドライン案で条件を満たした地域マリン事業者団体加盟をお願いしているのは、ダイビング、スノーケリング、カヤックの3業種です。それ以外の業種は、今回の案では団体加盟はお願いしていません。	(20番に同じ)
マリン事業者	16番	p.4	3マリン事業者	1.⑨美ら海への加盟	⑨ ダイビング、船舶からスノーケリングを行う事業者は、宮古島美ら海連絡協議会（以後美ら海連絡協議会）に加盟し、「宮古地域における海面の調和的利用に関する協定」に基づいて事業を行う。船舶の係留は、原則美ら海協議会設置の水中ブイを使用し、無断でブイを設置したり美ら海協議会設置以外のブイを使用しない。アンカーを打つ場合は、サンゴ他水中環境に影響を与えない方法で行う。	美ら海に加盟している業者でも、ガイドライン案の内容を守っていないところはたくさんある。それで美ら海に入れと言われても、違和感がある。	ご指摘の点は連絡会としても認識しており、今回のガイドラインの策定・周知を通じて、そういった事業者の皆さまにも守っていただけるよう取り組み、島全体の底上げを図っていければと考えていますので、ご理解ください。 ご説明動画の「今後の方向性」にもあった通り、今後は認証制度の導入（ガイドラインを守っているお店の見える化）も検討していきます。	(20番に同じ)

宮古島サステナブルツーリズムガイドライン案（2022/11/04時点版）に対するご意見と回答

注) 本資料において「美ら海」は「宮古島美ら海連絡協議会」を指します。

REV.1 2023/01/04 16:00現在

宮古島サステナブルツーリズム連絡会事務局

【凡例】 p. : ガイドライン案の掲載ページ

区分	番号	頁	大項目	小項目	ガイドライン案(11/04時点版)	ご意見	連絡会事務局回答(案)	ガイドライン修正案
マリン事業者	17番	p.4	3マリン事業者	1.⑨美ら海への加盟	⑨ ダイビング、船舶からスノーケリングを行う事業者は、宮古島美ら海連絡協議会（以後美ら海連絡協議会）に加盟し、「宮古地域における海面の調和的利用に関する協定」に基づいて事業を行う。船舶の係留は、原則美ら海協議会設置の水中ブイを使用し、無断でブイを設置したり美ら海協議会設置以外のブイを使用しない。アンカーを打つ場合は、サンゴ他水中環境に影響を与えない方法で行う。	<p>義務化は違和感がある。美ら海は大きく会員数も多いため会員間で温度差がある。</p> <p>協力金は任意の寄付だが、美ら海や各ショップのWEBサイトを見ても海面利用協定に基づく利用料(漁業補償,義務)のように見せているものが多く、錯誤による集金が違法ではないか。</p> <p>団体の運営や収支の透明性、ガバナンスなどの面でも課題がある。</p> <p>加入を義務化することで、会員が増えたとしてもまた揉めるのではないかと思うし、連絡会やガイドラインが美ら海の会員集めのために使われることを危惧する。</p> <p>マリン事業者を組織化する必要性は同感だが、美ら海にではなく、観光協会に無料会員等の枠を作って集めた方が良い。</p>	<p>美ら海、県カヤック・カヌー協会の2団体は、①漁業者や地域と積極的に話し合いを行い、②法人化により責任の所在も明確な地域団体として記載しました。</p> <p>今後、他にも条件を満たす団体が出てくる場合は、ガイドラインに反映するという点が不明確でしたので、追記・修正をいたします。</p> <p>美ら海のように、漁協と話し合いの上でレジャーで使えるものとして承認を受け、法的にも使用承認を得てブイを設置している団体が増えれば事業者としても選択肢が増えていきますので、そのような団体の情報がございましたらぜひお知らせください。</p> <p>美ら海協力金の案内の仕方、美ら海の運営のあり方については、いただいたご意見を美ら海にお伝えし、より良い形となるようご相談します。</p>	(20番に同じ)
マリン事業者	18番	p.4	3マリン事業者	1.⑨美ら海への加盟	⑨ ダイビング、船舶からスノーケリングを行う事業者は、宮古島美ら海連絡協議会（以後美ら海連絡協議会）に加盟し、「宮古地域における海面の調和的利用に関する協定」に基づいて事業を行う。船舶の係留は、原則美ら海協議会設置の水中ブイを使用し、無断でブイを設置したり美ら海協議会設置以外のブイを使用しない。アンカーを打つ場合は、サンゴ他水中環境に影響を与えない方法で行う。	<p>原則美ら海のブイを使用と言いつつ、後段でアンカーを打つ場合は、とあり矛盾している。どのような場合が例外になるのかが分からない</p>	<p>「例外」とは、ダブルアンカー(予備アンカー)を打つ場合を想定しています。ガイドライン案ではその点が不明確でしたので、「アンカー」を「予備アンカー」に修正します。</p>	(20番に同じ) 「アンカー」→「予備アンカー」に修正
マリン事業者	19番	p.4	3マリン事業者	1.⑨美ら海への加盟	⑨ ダイビング、船舶からスノーケリングを行う事業者は、宮古島美ら海連絡協議会（以後美ら海連絡協議会）に加盟し、「宮古地域における海面の調和的利用に関する協定」に基づいて事業を行う。船舶の係留は、原則美ら海協議会設置の水中ブイを使用し、無断でブイを設置したり美ら海協議会設置以外のブイを使用しない。アンカーを打つ場合は、サンゴ他水中環境に影響を与えない方法で行う。	<p>「アンカーを打つ場合は、サンゴ他水中に影響を与えない方法で行う」とあるが、具体的にどのような方法か、ダブルアンカーを打つことを言っているのか、美ら海でもブイを使わずアンカーを打っている事業者がいる</p>	<p>ダブルアンカー(予備アンカー)を打つ場合を想定しています。</p> <p>具体的な方法としては、手がけを想定しており、その点が不明確でしたので、ガイドラインの文言を修正します。</p>	(20番に同じ) 「アンカーを打つ場合は、サンゴ他...」→「予備アンカーを打つ場合は、手でかけるなどサンゴ他...」に修正

宮古島サステナブルツーリズムガイドライン案（2022/11/04時点版）に対するご意見と回答

REV.1 2023/01/04 16:00現在

注) 本資料において「美ら海」は「宮古島美ら海連絡協議会」を指します。

宮古島サステナブルツーリズム連絡会事務局

【凡例】 p. : ガイドライン案の掲載ページ

区分	番号	頁	大項目	小項目	ガイドライン案(11/04時点版)	ご意見	連絡会事務局回答(案)	ガイドライン修正案
マリン事業者(兼)漁業者	20番	p.4	3マリン事業者	1.⑨美ら海への加盟	⑨ ダイビング、船舶からスノーケリングを行う事業者は、宮古島美ら海連絡協議会（以後美ら海連絡協議会）に加盟し、「宮古地域における海面の調和的利用に関する協定」に基づいて事業を行う。船舶の係留は、原則美ら海協議会設置の水中ブイを使用し、無断でブイを設置したり美ら海協議会設置以外のブイを使用しない。アンカーを打つ場合は、サンゴ他水中環境に影響を与えない方法で行う。	自分は宮古漁協の正組合員。漁業者もマリン事業に参加している人もいる。漁協の正組合員が美ら海にも入るとするのは乱暴。すべての業者を美ら海に入れるのはどうなのかなと思う。	漁業者の皆さまから成る漁協と美ら海などの地域マリン事業者団体とは組織の目的が異なりますので、マリン事業も営まれる場合はあらためて地域マリン事業者団体にも加盟いただきたいと考えています。 美ら海では会員の門戸を広げる方向で検討されると伺っていますので、無理のない枠組みが作られるよう、連絡会としても美ら海の皆さまとご相談していきます。 なお、今後、同様な団体が出てきた場合にはガイドラインに反映予定ですが、その点が不明確でしたので追記・修正いたします。	⑨ダイビング、船舶からスノーケリングを行う事業者は、 条件を満たした地域マリン事業者団体 に加盟し、それぞれの「 <u>漁業協同組合との合意または協定</u> 」に基づいて事業を行い、船舶の係留は、原則法的に許可を得、合意または協定に沿って設置された水中ブイを使用する。無断でブイを設置したり、合意または協定に沿って設置されたもの以外のブイを使用しない。予備アンカーを打つ場合は、手でかけるなどサンゴ他水中環境に影響を与えない方法で行う。 <枠組み> 本ガイドラインにおいて、「 条件を満たした地域マリン事業者団体 」とは、以下の①②を満たす団体をいう。 ①沖縄県内に住所を有する法人（住所が宮古島市外の場合は宮古島市内に支部があること） ②地域（または漁業協同組合）および行政と使用する海域に関して積極的に話し合いを行い、合意を得るか協定を締結している団体 (2022年11月現在) ・宮古島美ら海連絡協議会 ・沖縄県カヤックカヌー協会宮古島支部
マリン事業者	21番	p.4	3マリン事業者	1.⑩県カヤック・カヌー協会等への加盟	⑩ カヤックを行う事業者は、沖縄県カヤック・カヌー協会、または美ら海連絡協議会に加盟して事業を行う。	全国組織として(一社)日本セーフティパドルング協会(JSPA)がありますが、そこへの加盟ではダメなのではないでしょうか？ また、SUPについては全国レベルの指導団体が複数存在していますが、それらへの加盟義務はないのでしょうか？	美ら海あるいは県カヤック・カヌー協会の両団体は、「指導団体」という位置づけではなく、 ①漁業者や地域と積極的に話し合いを行う ②法人化しており、責任の所在が明確で運営の透明性が一定程度確保されている ような地域のマリン事業者団体への加盟をお願いする趣旨で記載したものですので、ご理解ください。 なお、今後、同様な団体が出てきた場合にはガイドラインに反映予定ですが、その点が不明確でしたので追記・修正いたします。	⑩カヤックを行う事業者は、 条件を満たした地域マリン事業者団体 に加盟して事業を行う。 <枠組み> 本ガイドラインにおいて、「 条件を満たした地域マリン事業者団体 」とは、以下の①②を満たす団体をいう。 ①宮古島市内に住所を有する法人（住所が沖縄県宮古島市外の場合は宮古島市内に支部があること） ②地域（または漁業協同組合）および行政と使用する海域に関して積極的に話し合いを行い、合意を得るか協定を締結している団体 (2022年11月現在) ・宮古島美ら海連絡協議会 ・沖縄県カヤックカヌー協会宮古島支部

宮古島サステナブルツーリズムガイドライン案（2022/11/04時点版）に対するご意見と回答

注) 本資料において「美ら海」は「宮古島美ら海連絡協議会」を指します。

REV.1 2023/01/04 16:00現在
宮古島サステナブルツーリズム連絡会事務局

【凡例】 p. : ガイドライン案の掲載ページ

区分	番号	頁	大項目	項目	ガイドライン案(11/04時点版)	ご意見	連絡会事務局回答(案)	ガイドライン修正案
マリン事業者	22番	p.4	3マリン事業者	1.⑩県カヤック・カヌー協会等への加盟	⑩ カヤックを行う事業者は、沖縄県カヤック・カヌー協会、または美ら海連絡協議会に加盟して事業を行う。	協会に加盟していてもきちんとした技術や資格を持っていない人にガイドさせているショップもあるようです。上記の例がそのガイドたちですが、そのあたりの扱いもしっかりやって欲しいと思います。	すべてのアクティビティにおいて一定以上の技術があるガイドが増えるよう、ガイドラインの普及に努めてまいります。 皆さまのご協力をお願いします。	---
漁業者	23番	p.4	3マリン事業者	2.④地域との連携	④ 地域住民、漁業、農業従事者の方の生活や仕事に支障のないように配慮し、意見交換の場を設ける。	漁業者とのトラブルを避けるより具体的な項目がほしい。例えば、漁場にはなるべく入らない等。美ら海加盟事業者は知っているが、それ以外の事業者は知らずに入っているケースも多い。	美ら海において、漁協と話し合いの上でレジャーで使えるものとして承認を受けた潜水海域や、法的に使用承認を得て設置されたブイの位置などについて、情報提供方法の検討を美ら海にお願いしました。	---
漁業者	24番	p.4	3マリン事業者	2.④地域との連携	④ 地域住民、漁業、農業従事者の方の生活や仕事に支障のないように配慮し、意見交換の場を設ける。	意見交換はどのような形で年何回行う、などをより明確にしてほしい。	今後開設予定のサステナブルツーリズム連絡会Webページにて、関連情報をアップする体制を検討中です。 その中で意見交換の時期や回数に関しても掲載できるか検討していきます。	---
マリン事業者	25番	p.4	3マリン事業者	3.①傷害・賠償保険	① 万一に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入する。	PADIは賠償保険必須だが傷害保険は推奨。 傷害保険は割高で業種によっては負担は厳しいと思う。 傷害保険加入は県条例等にあるのか	旅行業界において、賠償責任保険に加え傷害保険も加入を求められることが標準になっている等の状況を踏まえ、当ガイドラインにおいても加入をお願いしたいと考えています。ご理解をお願いします。 なお、県条例では、保険についての定めはありません。	---
マリン事業者	26番	p.4	3マリン事業者	3.②③県水上安全条例	② 海域で事業を行う事業者は、「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」に基づき事業を行う。 ③ 同条例に従い、沖縄県公安委員会に事業者登録を行う。	②で条例に基づき事業を行う、③で公安委員会に事業者登録を行う、とあるが、条例に基づく事業＝届出も含むのでまとめて良いのではないかと	ご意見の通り、「条例に基づく事業」には「届出」も含まれますが、届出の必要性を知らない事業者も見られるようですので、特に強調する趣旨で記載しています。	---

宮古島サステナブルツーリズムガイドライン案（2022/11/04時点版）に対するご意見と回答

注) 本資料において「美ら海」は「宮古島美ら海連絡協議会」を指します。

REV.1 2023/01/04 16:00現在

宮古島サステナブルツーリズム連絡会事務局

【凡例】 p. : ガイドライン案の掲載ページ

区分	番号	頁	大項目	小項目	ガイドライン案(11/04時点版)	ご意見	連絡会事務局回答(案)	ガイドライン修正案
マリン事業者	27番	p.4	3マリン事業者	3.⑤案内可能人数	⑤ 安全管理及び環境への配慮が可能なお客様数を状況により適切に判断し事業を運営する。 (略) ・カヤック： 1人のガイドが担当できる艇数は3艇とする。ただし、閉鎖海域では1人のガイドで5艇までとする。 (略)	ガイドのレベルによって変わってくると思います。沖縄県カヤック・カヌー協会の認定ガイドの合格レベルの人やJSPAでもベーシックインストラクターレベルであればそれでいいと思いますが、JSPAのアドバンスインストラクターやアドバンスガイドレベルであれば4艇とか5艇とかまではコントロールできます。 また、お客さんのレベルによって、初心者なのか中・上級者なのかによっても一人のガイドがコントロールできる人数が変わってきます。 このような設定をされてしまうと能力の高いガイドがこのガイドラインに参加できなくなると思います。ガイドのトレーニングレベル(資格レベル)やお客さんのレベルに応じたガイドレシオが必要だと思います。	JSPAを含め、多くのカヤック指導団体では資格別の案内可能艇数は定められていないと認識しています。 4～5艇までコントロールできるガイドもいるというご意見はその通りですが、カヤック（スノーケリング、SUPなども）はログブックがなく技量レベルは自己申告によるしかないため、お客様の技量レベルによる区分設定も難しいという状況も踏まえ、案内可能艇数を「4艇8名まで、閉鎖海域では5艇10名まで」に修正させていただきます。 専門的なトレーニングを受けたガイドの皆さまにこそ、他のガイドの見本になっていただきたく、当ガイドラインの人数比にご理解いただき、安全な事業運営の普及にご協力ください。	⑤ 安全管理及び環境への配慮が可能なお客様数を状況により適切に判断し事業を運営する。 (略) ・カヤック： 1人のガイドが担当できる艇数は4艇、人数は8名とする。ただし、閉鎖海域では5艇10名とする。 (略)
マリン事業者	28番	p.4	3マリン事業者	3.⑤案内可能人数	⑤ 安全管理及び環境への配慮が可能なお客様数を状況により適切に判断し事業を運営する。 (略) ・SUP： 1人のガイドが担当できる人数は4名とする。	逆にゆるいと思います。 現在の宮古島のSUPガイドのレベルであれば多くのガイドは3本までが妥当だと思いますし、よりトレーニングレベルの高いガイドであれば4本でも大丈夫だと思います。 SUPはカヤックに比べて風や波に弱く、お客さんのコントロールが難しいのでカヤックより基準がゆるいのはおかしいです。 ちなみに、カヤックは艇数で書かれているのにSUPは人数になっていますが、これは何故なのでしょう？ SUPも一人乗りだけではないので本数で考えるべきではないかと思います。	宮古島でSUPを行う事業者の皆様にも、頂いたご意見をお伝えし、ご意見をいただきました。 宮古島SUP協会ははじめ、SUPA、沖縄本島、八重山各協会など多くのSUPIに関わる協会が、1人のガイドに対して4名までを推奨しているとのことでしたので、人数のみでSUPの枚数は含まず、4名までとさせていただきます。 「SUPも一人乗りだけではない」とのご意見はその通りですので、注釈を追記させていただきます。	・SUP： 1人のガイドが担当できる人数は4名とする。なお、ビッグSUP、移動を伴わないSUPヨガは対象外とする。
マリン事業者	29番	p.4	3マリン事業者	3.⑤案内可能人数	⑤ 安全管理及び環境への配慮が可能なお客様数を状況により適切に判断し事業を運営する。 ・ダイビング： 1人のガイド（インストラクター）が担当できる人数は、講習は各指導団体の定め、及び沖縄県公安委員会規則に準ずる。体験ダイビング2名、ファンダイビング初級4名、中級6名とする。 (略)	「体験ダイビング2名」とあるが、PADIは4名まで認めている	「体験ダイビング2名」は、県規則で定められていますのでご理解ください。（「県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則」20条2項1号）	---
漁業者	30番	p.5	3マリン事業者	3.⑨ルール詳細	⑨ ダイビングのポイント使用や潜水旗、ステッカーの使用など、詳細のルールに関しては美ら海協議会の定めるルールに従う。	美ら海に非加入でも、漁協とマリン事業者の話し合いの結果である美ら海のルールには従ってほしい	美ら海において、漁協と話し合いの上でレジャーで使えるものとして承認を受けた潜水海域や、法的にも使用承認を得て設置されたブイの位置、その他のルールなどについて、情報提供方法の検討を美ら海にお願いしました。	(1.⑨の修正 = 20番 = に伴う修正) ⑨ ダイビングのポイント使用や潜水旗、ステッカーの使用など、詳細のルールに関しては 条件を満たした地域マリン事業者団体 の定めるルールに従う。

宮古島サステナブルツーリズムガイドライン案（2022/11/04時点版）に対するご意見と回答

注) 本資料において「美ら海」は「宮古島美ら海連絡協議会」を指します。

REV.1 2023/01/04 16:00現在
宮古島サステナブルツーリズム連絡会事務局

【凡例】 p. : ガイドライン案の掲載ページ

区分	番号	頁	大項目	小項目	ガイドライン案(11/04時点版)	ご意見	連絡会事務局回答(案)	ガイドライン修正案
マリン事業者	31番	p.5	3マリン事業者	3.⑨ ルール詳細	⑨ ダイビングのポイント使用や潜水旗、スツーカーの使用など、詳細のルールに関しては美ら海協議会の定めるルールに従う。	美ら海加入必須には違和感がある	ダイビング事業者の美ら海への加盟は、①漁業者や地域と積極的に話し合いを行い、②法人化しており、責任の所在が明確で運営の透明性が一定程度確保されている、地域のマリン事業者団体への加盟をお願いする趣旨で記載したものですので、ご理解ください。 美ら海では会員の門戸を広げる方向で検討されると伺っていますので、無理のない枠組みが作られるよう、連絡会としても美ら海の皆さまとご相談していきます。 なお、今後、同様な団体が出てきた場合にはガイドラインに反映予定ですが、その点が不明確でしたので、p.4の1.⑨⑩を修正いたします。	(p.4の1.⑨は20番を、同⑩は21番を参照)
マリン事業者	32番	p.5	3マリン事業者	3.⑫水難救助・CPR訓練参加	⑫ 年に1度以上、沖縄県公安委員会や消防、有資格事業者等の行う水難救助及びC P R訓練に参加する。	カヤックツアーでお客様が溺れる等の事故が起きる可能性は極めて低いですし、そのような事例は聞いたことがありません。むしろ流される方が多いです。 カヤックやSUPについては資格発行団体の講習を毎年受ける等としたほうがいいのではないのでしょうか？	宮古島のマリンアクティビティ全体の安全性を底上げして行く観点から、県水上安全条例の趣旨も踏まえ、アクティビティの種類を問わず広く皆さまに受け取ってもらえればと考えておりますので、ご理解下さい。 なお、水難救助やCPR訓練に加えて、資格発行団体の講習を受けていただくことについてガイドラインに反映すべきかは引き続き検討していきます。	---
漁業者	33番	p.4	3マリン事業者	3ルールに基づいた事業運営	---	非動力船での釣りツアーは遊漁船業登録が必要なのはなので、ガイドラインにしっかり反映してほしい。	非動力船での釣りツアーは遊漁船業登録が必要か、沖縄県に確認したところ、非動力船での登録事例がなく、現在国に確認をしております。 ガイドラインへの反映につきましては、国の回答を得てから引き続き検討していきます。	---

宮古島サステナブルツーリズムガイドライン案（2022/11/04時点版）に対するご意見と回答

注) 本資料において「美ら海」は「宮古島美ら海連絡協議会」を指します。

REV.1 2023/01/04 16:00現在

宮古島サステナブルツーリズム連絡会事務局

【凡例】 p. : ガイドライン案の掲載ページ

区分	番号	頁	大項目	小項目	ガイドライン案(11/04時点版)	ご意見	連絡会事務局回答(案)	ガイドライン修正案
漁業者	34番	p.4	3マリ ン事 業者	3ルー ルに 基づ いた 事業 運営	---	ウインドサーフィン通常速度30～40キロ、数メートルジャンプも可能、カイトサーフィンは、通常速度30～50キロ、40メートル以上のジャンプも可能であるが、海上衝突予防法上の船舶には含まれないという見解が通説で、免許等も存在しない。 久松航路から来間大橋を抜ける航路など、ウインドサーフィンやカイトサーフィンが頻繁に使用されているエリアでは、動力船との衝突事故が起こりかねない。海上衝突予防防止法において、船舶はウインドサーフィンやカイトサーフィンに対して一方的に衝突回避行動をとらなくてはならない可能性が強いが、高速の水上移動体であるのに安全確保のための急旋回、急減速、急停止ができず、船舶のように目的地へ向かう移動をしていない場合が多いので衝突の危険回避が困難となる。 ウインドサーフィン・カイトサーフィンの使用できる区域を制限するなど、安全のためのルール作りが必要ではないか。	今後引き続き県や国の法律の解釈等を確認しながら、関係各所と調整し、ガイドラインに追加するよう検討していきます。	---
市民	35番	p.6	4観 光事 業者	0観 光事 業者	---	「観光タクシー」があるのであれば、「観光バス」もあって良いのではないか。 今後、「観光バス」のガイドラインも策定し、貸切バス事業者安全性評価認定制度を得る等も記載すべき。	頂いたご意見については、今後に向け引き続き検討していきます。	---
市民	36番	X	9その 他	その他	---	観光産業の次世代を担う若者の人材育成の取組みを至急実施してもらいたい	次世代人材の育成は非常に重要なテーマだと考えており、観光産業分野については観光協会を中心に取組みを進めていければと考えております。	---
官公庁	37番	p.6	4観 光事 業者	1ホテ ル	---	ホテルの皆さまに対し、マリンレジャーを楽しむ宿泊客への悪天候時の情報提供や注意喚起（地先の場合は自粛の要請）を行う、との項目を追加して頂きたい。	項目を追加します。	(追加) ⑨マリンレジャーを楽しむ宿泊客に対し悪天候時の情報提供、注意喚起（地先の場合は自粛の要請）を行う。 (以下項番繰り下げ)